

# 第5次階上町行財政改革大綱

階 上 町



## 目 次

1	行財政改革大綱の基本的考え方	2
(1)	これまでの取組	2
(2)	本町の財政状況	3
(3)	更なる改革の必要性	3
2	目指すべき姿	5
3	基本方針	5
(1)	行政サービスの公平・均一化の推進	6
(2)	協働のまちづくりの推進	6
(3)	開かれた行政の意識改革の推進	7
(4)	持続可能な行財政運営に向けた財政基盤の強化	7
4	取組方策	8
(1)	一般事務事業改革	9
(2)	行政組織内事務事業改革	9
(3)	住民サービス事務事業改革	10
(4)	外部等事務事業改革	10
5	取組期間	11
6	推進体制	12
	<b>【資料編】</b>	<b>13</b>

# 1 行財政改革大綱の基本的考え方

## (1) これまでの取組

階上町の行財政改革については、平成7年度の第1次階上町行政改革大綱の策定以来、最小の経費で最大の効果を上げ、町民の福祉向上と効率的な行政運営に資するため、行政改革を全庁的な重要課題と捉え、各種改革に取り組んできました。

第3次階上町行政改革大綱では、行財政全般にわたり聖域を設けることなく改革に取り組み、さらには、この大綱を基に策定した階上町集中改革プランにより、事務事業の再編整理等の目標、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、経費節減等の財政効果など、より具体的な数値目標を掲げた改革を断行し、簡素で効率的・効果的な行政体制を推進し取り組んできた結果、平成17年度から平成20年度までで約10億円の財政効果をもたらすなど大きな成果を上げてきました。

また、第3次での取組成果を踏まえ、第4次階上町行財政改革大綱では、それまでの歳出削減を中心とした「量の改革」から「質の改革」へ転換し、新たな行政課題や町民ニーズに的確に対処できるよう、職員の資質の向上を図り、自主性と責任ある行政経営を進め、より一層の効率的かつ効果的な行財政システムの構築に努めてきました。

## (2) 本町の財政状況

国の行財政改革に伴う地方交付税の一体的な見直しや人口減少、景気低迷の影響により町税が減収するなど、地方自治体間の財政力格差が拡大する一方、少子高齢化の進展による社会保障費の増大や公共施設等の老朽化問題、地方債借入残高の要因など、地方財政は依然厳しい運営を強いられています。

本町では引き続き、町税はもちろんのこと、それ以外の自主財源の確保に努め、経常経費の抑制や事務事業の見直し、公共施設の総合的・効率的な管理、効果的な事業の選択による効率的な財源の運用など、健全な財政運営を行うとともに、町民への分かりやすい財政状況の公表に努めていく必要があります。

## (3) 更なる改革の必要性

本町では、それぞれの時代背景の中で、より効果的な行政のあり方を求めて行財政改革に取り組んできました。しかしながら、進行する人口減少と少子高齢化社会、高度情報化社会、本格化する地方分権、新たな広域的な連携、深刻化する環境問題、心の豊かさと絆、女性の社会参加の促進、厳しさを増す財政状況など、本町を取り巻く社会経済情勢は日々刻々と変化しており、ここから生じる各種の課題に対しては、これまで以上に適切な対応が求められています。

このような状況の中、行政サービスへの期待や安全安心に対する関心はますます高まるなど、町民ニーズの多様化、複雑化、高度化が進み、本町においても、将来にわたり持続可能で、より迅速で適切な対応ができる真の行財政システムの構築が強く求められており、自己決定・自己

責任という自治の原点に立った政策立案機能の確立や財政健全化のための体制整備に果敢に取り組まなければなりません。

このため、限られた経営資源を最大限に活用するためにも、職員一人ひとりが町民ニーズを的確に捉え、公共の守備範囲を見極めた上で、行財政運営の公平性を確保し、透明性を高め、町民に対する説明責任を果たしながら、町民と行政が同じ目標に向かって施策展開を推進するとともに、相互に協力、連携することで、相互補完的な関係を築きながら協働によるまちづくりを推進する必要があります。

今後においても厳しい行財政運営が求められている中、本町においては、将来にわたり自立できる足腰の強い自治を継続するため、行財政全般について聖域を設けることなく見直し、町民の目線に立った意識改革のもと更なる行財政改革を断行することとします。

## 2 目指すべき姿

当町を取り巻く社会経済情勢が依然として厳しい状況にある中、新たな行政課題や町民ニーズへの的確な対応が求められています。

これらのことに的確に対処できるよう、職員の資質の向上を図り、目指すべき姿を

『 町民目線に立った意識改革のもと

町民本位の 町民に開かれた行政 』

と設定し、自主性と責任ある行政経営を進め、この実現を目指します。

## 3 基本方針

これまでの行財政改革というと、基本的に「削る」とか「減らす」という方向にベクトルが向いていましたが、これからはNPM（New Public Management = 行政経営）が行財政改革の大きな柱となるといわれています。

しかしながら、今後においても最小の経費で最大の効果を上げるため、これまでの改革の歩みを緩めることなく、より一層の効率的かつ効果的な行財政システムを構築していく必要があります。

本大綱では、町民本位の町民に開かれた効率的な行財政経営体制の構築に向けて、次の推進項目を基本方針とし、積極的に行財政改革に取り組むものとしします。

## 行財政改革の基本方針

- (1) 行政サービスの公平・均一化の推進
- (2) 協働のまちづくりの推進
- (3) 開かれた行政の意識改革の推進
- (4) 持続可能な行財政運営に向けた財政基盤の強化

### (1) 行政サービスの公平・均一化の推進

町が行っている行政サービスを低下させることなく、町民の「満足度」をいかに上げるかが行財政改革の課題です。そのためには町民の貴重な資源（税金）を預かっているという自覚を持ち、公平で公正なまちづくりを進めるため、将来を見据えた選択と集中による財源配分が必要です。

また、町行政を取り巻く環境変化を踏まえた必要性、妥当性、有効性、公平性、緊急性等の視点により、補助金を含む事務事業について見直しを行い、歳出全般の効率化と財源配分の重点化に努めるとともに、使用料・手数料などの町民負担については、サービスに要するコストの削減に努め、受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な水準での設定・見直しにより、負担の適正化を図ります。

### (2) 協働のまちづくりの推進

地方分権の推進には、行政と町民の信頼関係が不可欠です。町民がまちづくりの主役であることを認識し、自分たちの地域は自分たちの手でより良く治めるといふ地域経営の理念の下、自立型の地域社会を実現するためには、行政への町民参画から、町民と行政とのパートナーシップによる協働へと発展させ、時代に即応したまちづくりを共に推進していく必要があります。



町民の皆様からは、東日本大震災での協力をはじめ、これまでも様々なコミュニティ活動の協力をいただき、地域づくり・まちづくりを積極的に推進してきましたが、今後も、行政の公平性・透明性を確保し、より一層町民へ分かりやすい情報提供や、町民の声を町政に反映させやすい環境づくりに取り組み、協働のまちづくりの更なる推進を図ります。

### (3) 開かれた行政の意識改革の推進

行政組織は、住民サービスを提供するために存在し、サービスの向上を使命としており、効果的かつ効率的な行政運営を図らなければなりません。全ての職員が公共の使命を認識し、コスト意識の向上を図り、町民の視点に立った質の高い行政サービスの提供を目指し、マネジメント改革を図る必要があります。

そのためには、行政組織体制の強化と職員の能力向上・意識改革を図り、職場の活性化と経営感覚の醸成など行政推進プロセスの改善に努め、開かれた行政の意識改革を積極的に推進します。

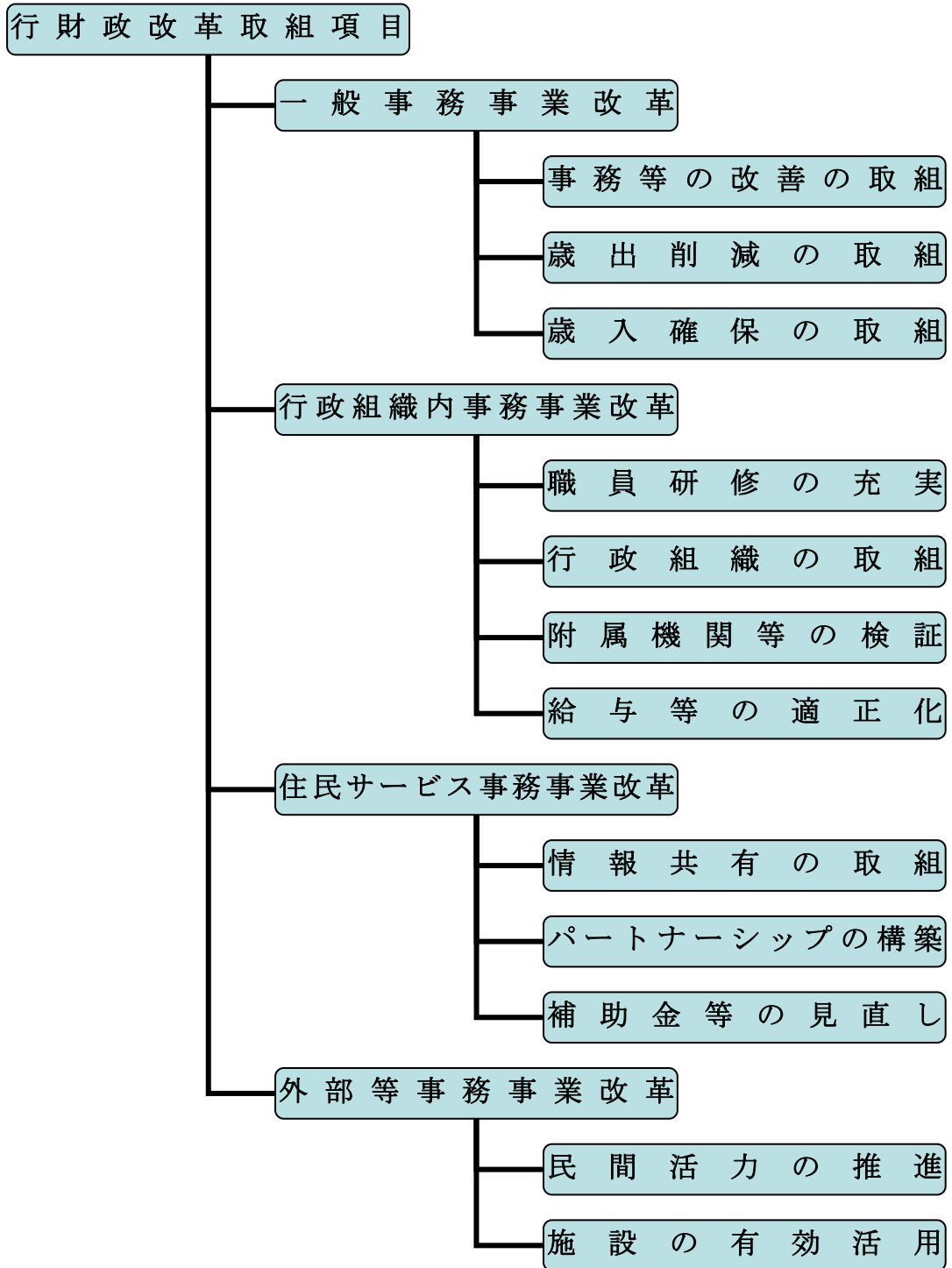
### (4) 持続可能な行財政運営に向けた財政基盤の強化

町税収入の大幅な伸びが期待できない中、社会保障関係経費をはじめとした義務的経費は増加基調にあります。また、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する必要があります。

本町が将来にわたって持続的な発展を遂げるために、歳入に見合った適正な歳出規模を堅持することを前提として、事務事業の選択と集中及び将来の負担の抑制をしながら、限られた財源の有効かつ効率的な執行に努め、安定した行財政運営に向けた財政基盤を確立していきます。

## 4 取組方策

【 体 系 図 】



## (1) 一般事務事業改革

### ア 事務等の改善の取組

町が実施している業務（仕事）について、町民の利便性や事務の簡素化・効率性を考慮しながら、新鮮なアイデアや積極的なチャレンジ精神で、改善への取組を行います。

### イ 歳出削減の取組

職員の経営感覚の醸成を図り、事務プロセスの見直しや、コスト意識と創意工夫により、歳出削減への取組を行います。

### ウ 歳入確保の取組

健全な財政運営のためには、歳出の削減だけではなく歳入の確保も必要です。このため、町税等の徴収対策強化に引き続き努めるほか、行政サービスの受益に応じた負担の公平確保などの観点から、新たな収入確保に向けた取組に努めます。

## (2) 行政組織内事務事業改革

### ア 職員研修の充実

町民の真に必要なとする行政ニーズを的確に把握し、コスト意識とスピード感を持って、質の高い行政サービスを提供していくために、職員研修を充実させ、人財の育成に努めます。

### イ 行政組織の取組

町民ニーズへの迅速かつ柔軟な対応、スピーディーな意思決定のできる行政組織の検証と、さらには、責任所在の明確化・機能強化に努めます。

### ウ 附属機関等の検証

各種審議会等の附属機関のあり方について検証を行い、組織統合や定数削減などの検討を行います。

### エ 給与等の適正化

公務員制度改革等を注視し、国・県の動向、社会情勢を踏まえながら、能力・業務を反映した給与制度の構築に努めます。

### (3) 住民サービス事務事業改革

#### ア 情報共有の取組

町のホームページを活用するなど、迅速・充実した情報発信の拡充などを検討し、町民との積極的な情報共有に努めます。

#### イ パートナーシップの構築

行政の公平性・透明性を確保し、時代に即応したまちづくりを共に推進していくために、町民の声を町政に反映させる環境づくりに努め、協働のまちづくりの更なる推進を図ります。

#### ウ 補助金等の見直し

限られた財源の重点配分を図るため、施策の選択と集中の強化、町行政を取り巻く環境変化を踏まえた多角的視点により、事業の検証と見直しを行います。

### (4) 外部等事務事業改革

#### ア 民間活力の推進

行政と民間の各々の果たすべき役割や関与の妥当性を検証し、民間に委ねた方がより効率的な実施が可能なものについては、積極的に民間活力の導入を推進します。

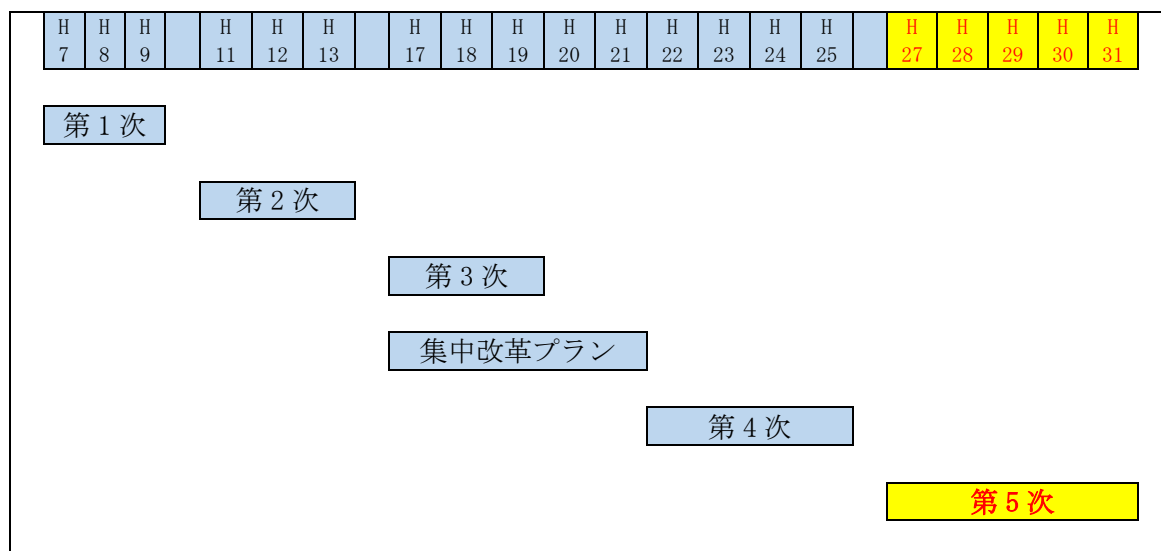
#### イ 施設の有効活用

既存施設の利用機能の見直し、集約化、統廃合、廃止等の視点により、施設の効率的利用を図るための方策を検討し、有効活用に努めます。

## 5 取組期間

本大綱の取組期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、この大綱で定めた基本方針に基づき、実効ある行財政改革を推進するため、取組方策の実施項目やスケジュール等を掲載した実施計画を策定し、必要に応じた見直し（実施項目の追加、スケジュールの前倒し等）を行いながら、改革を推進していきます。

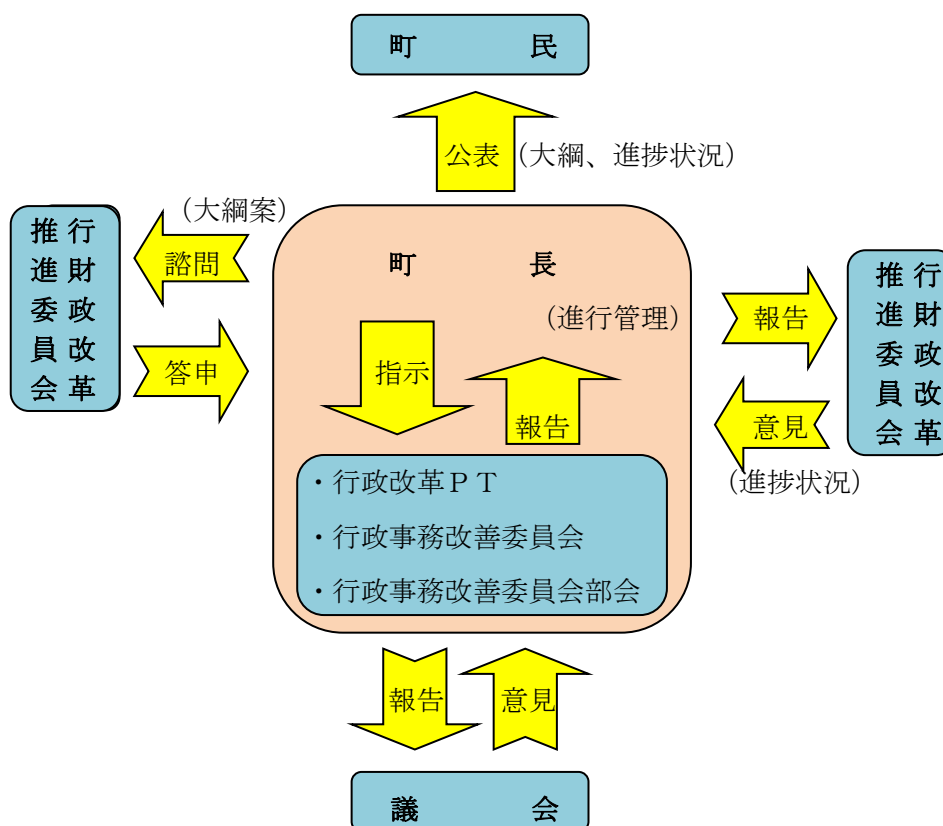


## 6 推進体制

行財政改革の推進には、町民と行政が、共に理解し協力関係を築いていくことが不可欠です。更なる行財政改革の推進を図るため、自立と自律の観点から、既成概念にとらわれない新たな発想に基づき、職員一人ひとりが強い自覚と責任を持ち、庁内一丸となって取り組みます。

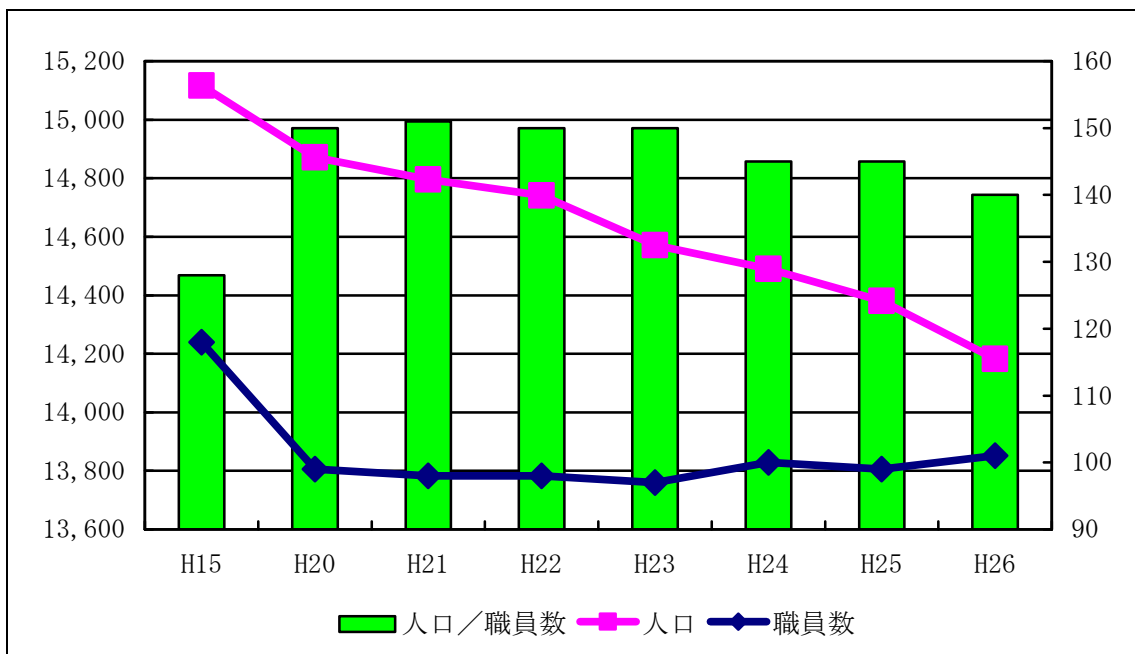
また、毎年度、行財政改革の進捗状況を点検するとともに、その結果を取りまとめ、民間有識者等で構成する委員会に報告し、御意見をいただきながら、着実に行財政改革を推進します。

なお、実施計画の取組状況については、年度ごとに進捗状況を適正に管理し、町民に分かりやすく公表していくこととします。



# 【資料編】

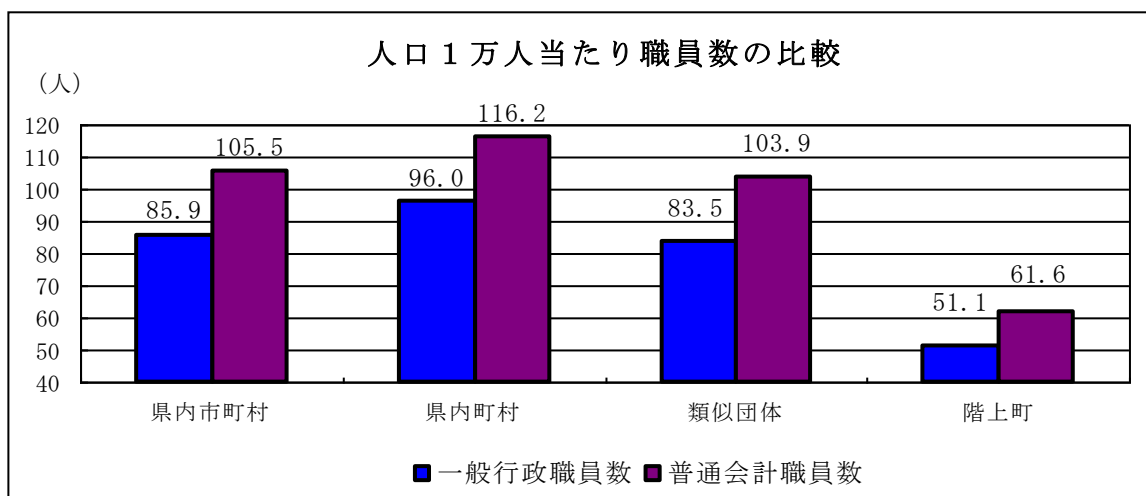
# 1 職員数の推移



(単位：人)

区 分	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人 口	15,117	14,872	14,796	14,741	14,571	14,490	14,381	14,183
職 員 数	118	99	98	98	97	100	99	101
人口／職員数	128	150	151	150	150	145	145	140

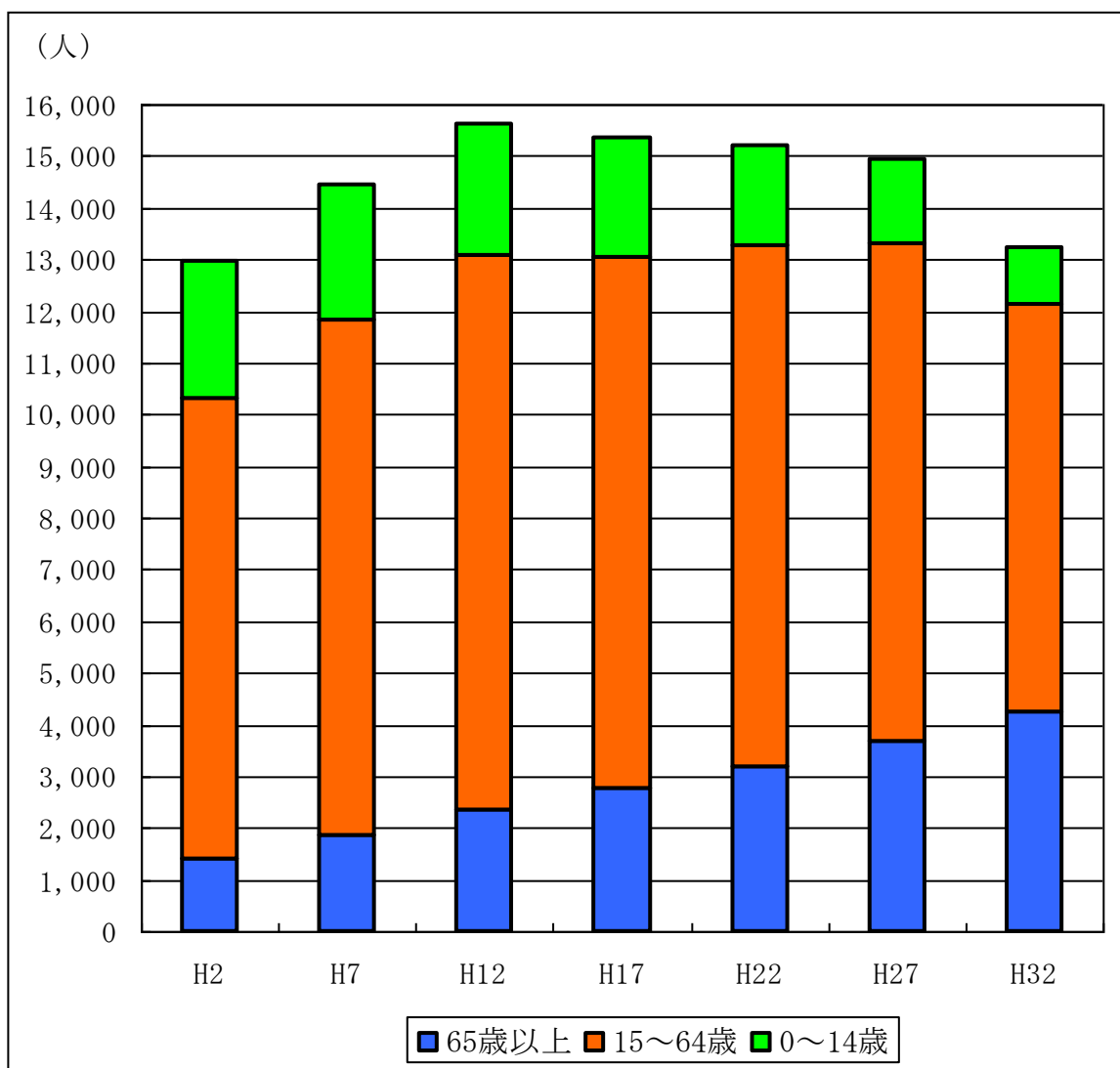
(人口は住民基本台帳人口)



(総務省資料より作成、H26.4.1現在)



## 2 階上町人口推計（国勢調査）



(単位：人)

区 分	H2 (1900)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)
0~14 歳	2,629	2,587	2,543	2,300	1,926	1,635	1,106
15~64 歳	8,931	9,993	10,728	10,292	10,099	9,623	7,895
65 歳以上	1,399	1,848	2,347	2,764	3,174	3,677	4,240
人 口	12,959	14,428	15,618	15,356	15,199	14,935	13,241

(第4次階上町総合振興計画後期計画より)

### 3 財政状況の推移

(単位：百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	1,043	1,019	1,031	1,019	1,058	1,089
地方譲与税	97	94	92	87	83	79
地方特例交付金	17	20	17	6	5	4
その他の交付金	156	151	147	149	153	170
地方交付税	2,204	2,373	2,612	2,460	2,446	2,409
小計（一般財源計）	3,517	3,657	3,899	3,721	3,745	3,751
分担金及び負担金	92	85	83	84	83	83
使用料及び手数料	27	26	27	27	28	29
国庫支出金	891	554	851	683	1,129	701
県支出金	399	428	672	473	551	470
財産収入	10	20	8	5	6	4
寄附金	1	7	30	1	4	2
繰入金	290	15	127	421	539	512
繰越金	109	118	87	91	121	97
諸収入金	157	151	165	169	153	154
町債	699	539	438	499	413	451
<b>歳入合計</b>	<b>6,192</b>	<b>5,600</b>	<b>6,386</b>	<b>6,175</b>	<b>6,772</b>	<b>6,254</b>
人件費 a	762	776	797	774	744	760
扶助費 b	713	858	875	881	887	946
公債費 c	1,068	957	919	941	980	849
a+b+c= d	2,543	2,591	2,591	2,596	2,611	2,555
物件費	731	751	861	820	838	814
補助費等	808	629	642	604	595	696
普通建設事業費	1,004	546	560	826	955	815
災害復旧事業費	43	0	233	104	73	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0
維持補修費	106	100	146	151	285	111
積立金	5	274	527	264	582	243
貸付金	23	31	46	39	40	32
繰出金	578	511	609	529	596	694
その他（投資及び出資金）	63	0	0	0	0	0
<b>歳出合計</b>	<b>5,904</b>	<b>5,433</b>	<b>6,215</b>	<b>5,933</b>	<b>6,575</b>	<b>5,960</b>

※歳入において、交通安全対策特別交付金は、国庫支出金に計上している。

## 4 財政指数等

(単位：百万円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
形式収支	288	167	171	242	197	294
実質収支	263	148	144	216	193	187
標準財政規模	3,371	3,829	3,744	3,743	3,741	3,723
財政力指数	0.341	0.317	0.314	0.312	0.315	0.318
実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	91.1	90.4	91.1	93.4	95.2	93.2
実質公債費比率 (%)	17.1	15.3	14.2	13.7	13.9	13.1
地方債現在高	9,192	8,936	8,608	8,307	7,869	7,583
積立金現在高	1,276	1,711	2,196	2,123	2,294	2,129
財政調整基金	914	1,357	1,537	1,618	1,539	1,570
減債基金	152	152	152	137	74	60
その他特定目的基金	210	202	507	368	681	499

### 【用語解説】

- 形式収支・・・歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額をいう。
- 実質収支・・・形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいう。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字・赤字とは実質収支上のことをいう。
- 標準財政規模・・・その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標。
- 財政力指数・・・地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。この指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。
- 経常収支比率・・・財政構造の弾力性を表す。当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、算式で示せば、(経常経費充当一般財源) ÷ (経常一般財源) × 100 となる。

平成28年2月10日策定

階上町 総務課 行政防災グループ

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地87

直通電話 0178-88-2873 FAX 0178-88-2117

ホームページ <http://www.town.hashikami.lg.jp/>

メールアドレス hashikami01@town.hashikami.lg.jp